

平成26年4月1日から



資源物の 持ち去り行為は条例 で禁止されています



違反した場合

条例に違反して持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じられることがあります。

さらに、持ち去り行為の禁止の命令に違反して、持ち去り行為を行った場合、5万円以下の過料に処せられることがあります。
(平成26年7月1日から)

この資源物を回収している団体は、

です。

福岡市

English

Beginning April 1, 2014, ordinances prohibit the removal of recyclable materials from collection site.

Penalty for violation

Persons found to have breached ordinances by removing recyclable materials may be ordered to stop.

If such persons are subsequently found to have breached that order to stop removing recyclable materials, they may be issued with a penalty of up to 50,000 yen. (From July 1, 2014)

中文

2014年4月1日起，根据相关条例规定，禁止随便拿走可回收利用的资源物品

若违反条例

违反条例规定，随意拿走资源物品的，若被抓到，将被勒令中止。

若不听勒令，执意拿走，将被处于5万日元以下罚款。

(2014年7月1日起)